

2026年4月17日 全4頁

令和8年金商法等改正法案 有価証券に関する不公正取引規制等の見直し 市場制度ワーキング・グループの提言がそのまま反映される

金融調査部 研究員 谷 京

[要約]

- 2026年4月10日、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」が第221回国会に提出された。
- この法律案のうち、有価証券に関する不公正取引規制等の見直しは、金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告（2025年12月26日）の提言を実現するものである。具体的には、①公開買付けに係るインサイダー取引規制の対象者の範囲拡大、②課徴金制度の見直し（水準の引上げや対象の拡大など）、③調査権限等の拡充、④顧客財産管理人制度の創設など、同報告の提言が法律案にそのまま盛り込まれている。

1. 金商法等改正法案の国会提出

2026年4月10日、「[金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案](#)」（以下、金商法等改正法案）が第221回国会に提出された。金商法等改正法案は、2025年12月から2026年1月までに取りまとめられた[金融審議会「暗号資産制度に関するワーキング・グループ」報告](#)、[金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告](#)、[金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告](#)、[金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告](#)（以下、市場制度WG報告）などを受けて、その提言のうち法改正を要する事項について手当てを行うものである。

本稿では、金商法等改正法案のうち、市場制度WG報告関連の改正（案）の概要について紹介する。

図表1 市場制度WG報告の概要

金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告の概要	
有価証券の不正取引等について、不正と考えられるものの既存の法令では違反行為として捕捉できない事例や、違反行為として捕捉できるが課徴金の額が低く、抑止効果として不十分な事例が生じていること等への制度的対応を行う。	
<p>(1) インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公開買付けに係るインサイダー取引規制の対象者として、公開買付けの対象企業（買われる側）と契約を締結・交渉している者（例：対象企業のアドバイザー）等を追加 <small>（注1）公開買付けをする者（買う側）の関係者は広範に規制対象者とされているが、公開買付けの対象企業（買われる側）の関係者はその役員のみが規制対象者とされている。</small> <small>（注2）その他、インサイダー取引規制における「親会社」の定義を見直す（有価証券報告書等に記載されていなくても、他の会社を支配している会社は親会社とする）。</small> 	<p>(3) 課徴金制度の見直し（対象の拡大等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 他人名義口座の提供を受けるなどして不正取引を行う者に対する課徴金の水準を引上げ <small>（注6）例えば、違反行為による利得相当額の1.5倍等。</small> ● 口座提供等の協力行為を行った者に対する課徴金を創設 <small>（注7）例えば、違反者の利得相当額の半額等。</small> ● 課徴金減算制度について、調査開始後における協力度合いに応じて減算する制度を導入
<p>(2) 課徴金制度の見直し（算定方法の見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公開買付けに係るインサイダー取引の課徴金の水準を引上げ <small>（注3）近時の事例を踏まえた公開買付けのプレミアム分（例えば、公表前の価格の50%増し等）を考慮したものにする（現行は公表後2週間の最高値）。</small> ● 大量保有報告制度違反に係る課徴金の水準を引上げ <small>（注4）近時の事例を踏まえた価格変動分（例えば、7%等）（現行は0.1%）を考慮したものにする。</small> ● 高速取引行為（HFT）による相場操縦に対する課徴金の算出方法の適正化 <small>（注5）マイクロ秒単位で高速・高頻度に注文を繰り返して薄利の取引（1万円未満）を大量に行うという傾向を踏まえ、増数の切捨処理の基準値を1万円未満から1円未満に変更する等。</small> 	<p>(4) 調査権限等の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国規制当局からの協力要請に応じて行う調査権限に出頭を求める権限を追加 <small>（注8）IOSCO EMMoU（各国当局間の協議・協力及び情報交換の枠組み）への署名要件の一つとして、当局に出頭を求める権限が必要。</small> ● 金融商品取引業の無登録業に対する証券取引等監視委員会の犯則調査権限を追加
<p>(5) その他の論点</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 犯則調査手続をデジタル化（刑事訴訟手続のデジタル化と同様） ● 金融商品取引業者の退出時における顧客財産の返還に関する制度（管理人制度）を創設 <small>（注9）近年の登録取消事案において、役員が不在となる事案が発生。</small> 	

（出所）金融庁「[金融審議会『市場制度ワーキング・グループ』報告の概要](#)」2025年12月26日。

2. 市場制度WG関連の改正（案）のポイント

金商法等改正法案のうち、市場制度WG報告関連の改正（案）の主なポイントをまとめると、図表2のようになる。これらは、有価証券の不正取引等に関して、既存の法令では違反行為として十分に規制できない場合や、違反行為として認定されるものの課徴金の額が低く、抑止力が不十分な事例が発生していることへの制度的対応を行うものである。

図表 2 金商法等改正法案（市場制度 WG 報告関連）の主なポイント

事項	概要	関連する主な法律
【インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大】		
公開買付者等関係者	○ 公開買付けの 対象企業と契約を締結・交渉している者など、一定の関係者 を公開買付者等関係者に追加し、インサイダー取引規制の対象とする。	金商法 167 条
【課徴金の算定方法の見直し】		
公開買付けに係るインサイダー取引	○ 公開買付者等関係者によるインサイダー取引に係る課徴金の額を、公開買付け等の実施に関する事実の「公表前の価格の 50%増し」か「公表後 2 週間の最高値」の いずれか高い額と買付け価格の差額 とする。	金商法 175 条 2 項
大量保有報告制度の違反	○ 大量保有・変更報告書の不提出のうち、 投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なもの については、課徴金の対象から除外する。 ○ 大量保有・変更報告書を不提出・虚偽記載に係る課徴金の額を、対象となる株券等の 発行者の時価総額の 0.07% とする。	金商法 172 条の 7、 172 条の 8
高速取引行為（HFT）による相場操縦	○ 事前に設定したプログラムに基づき、マイクロ秒単位で高速・高頻度に注文を繰り返して薄利（1 万円未満）の日計り取引を大量に行うという傾向を踏まえ、次の措置を講じる。 ○ HFT による相場操縦に対する課徴金の額を 1 日単位 で算定する。 ○ 課徴金の額の端数計算（切捨処理）について、基準値を 1 円未満 に変更する。	金商法 174 条の 2 の 2、 176 条 1・2 項
【課徴金の対象の拡大等】		
悪質な不正取引	○ 他人名義口座の提供を受けるなどして不正取引を行う者については、課徴金の額を 1.5 倍 とする。 ○ 口座提供等の協力行為を行った者に対する課徴金を創設し、その額を 利得相当額の 50% とする。	金商法 173~175 条、 175 条の 5
課徴金減算制度	○ 調査開始後における協力度合いに応じ、課徴金の額を 最大 30%減額 する。	金商法 177 条の 2、 177 条の 3、185 条の 7
【調査権限等の拡充】		
無登録業	○ 無登録業に対する罰則を、 10 年以下の拘禁刑若しくは 1,000 万円以下の罰金又は併科 に引き上げる。 ○ 無登録業に対する証券取引等監視委員会の犯則調査権限を追加する。	金商法 197 条 1 項 4 号の 4、 210 条 1 項
外国規制当局に対する調査協力	○ IOSCO EMMoU（各国当局間の協議・協力及び情報交換の枠組み）への署名要件となっ	金商法 189 条

	ていることを踏まえ、外国規制当局からの協力要請に応じて行う調査権限に 出頭を求める権限 を追加する。	
【その他の論点】		
犯則調査手続のデジタル化	○ 調書等の作成、許可状の裁判官への請求等を電子データで行えるようにする。	金商法 211 条～211 条の 3、212～215 条、216 条～222 条の 4、224 条、226 条
顧客財産管理人制度	○ 金融商品取引業者の退出に際し、顧客財産の返還等に支障があると認めるときは 、内閣総理大臣が投資者保護基金や自主規制機関等を顧客財産管理人として選任し、業務及び財産の管理を命ずる処分を行えるようにする。	金商法 57 条の 28、57 条の 30

(出所) 金商法等改正法案；金融庁「[金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料](#)」2026 年 4 月、12 ページを基に大和総研作成

金商法等改正法案は、市場制度 WG 報告の提言がそのまま盛り込まれ、課徴金の水準についても市場制度 WG 報告で例示された数値が反映されている¹。市場制度 WG 報告は近時の不公正取引や無登録業等の実態を踏まえつつも、応急処置的な色彩が強かったため、関係者間で大きな異論が生じることなくスムーズに改正（案）として取りまとめられたと推測される。

なお、市場制度 WG 報告の提言のうち、インサイダー取引規制における「親会社」の定義の見直しについては、2025 年 12 月 26 日に公表された「[金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）](#)」等に反映されている。

3. 今後の予定

今後、金商法等改正法案は衆参両院での審議を経て、現在開会中の第 221 回国会において可決・成立することが予想される。

成立すれば、原則、公布から起算して 1 年以内の政令指定日からの施行が予定されている。なお、無登録業に対する罰則の引上げおよび犯則調査権限の追加は公布から起算して 20 日後、証券取引等監視委員会の犯則調査手続のデジタル化は 2027 年 10 月 1 日からの施行が予定されている。

¹ 市場制度 WG 報告の提言内容については、谷京「[市場制度ワーキング・グループの報告](#)」大和総研レポート、2026 年 1 月 16 日を参照されたい。